

そもそも 「任意売却」とは？

任意売却とは、「競売入札が行われる前」に、あなたと債権者（金融機関など）との合意のもとに、「あなた自身の意志で売却すること」をいいます。

競売は、「あなたの意思とは無関係」に、あなたの自宅が売却されたうえ、売却代金もすべて債務（借金）の返却にあてられるために、「精神面・金銭面」ともに余力がなく、生活を再建しようにも、できない方が数多くいます。

その点、任意売却は、あなたと債権者（金融機関など）との間で交渉ができる為、双方にとって良いカタチ（条件）での解決を模索する事ができます。

その為、自宅売却後の「生活再建」も競売に比べ格段に再建しやすいのが任意売却の大きな特徴です。



比べてみるとよく分かる
任意売却の良い理由



〔任意売却〕
の場合

自宅を手放さなくて済む方法がある

市場価格に近い金額で売却できる

引越代金や当面の生活費の確保も可能

公表される心配がない

〔競売〕
の場合

必ず自宅を手放さなくてはならない

市場価格の7~8割程度で落札される

売却代金は全て債権者に支払われる

公告というカタチで公に公表される

GOOD POINT

競売に比べ

高額で売却できる可能性が高い

競売入札の場合、入札開始の設定金額が低く、どうしても市場価格の7・8割程度で落札される事が多くなります。任意売却では「市場価格に限りなく近い価格を目指す」ので競売に比べ高額で売却できる可能性が高いといえます。

GOOD POINT

引越資金や
当面の生活資金の確保も可能

競売入札で売却されると、売却金額は全て債権者（金融機関など）に支払われますが、任意売却の場合、債権者との話し合い次第で「売却の一部を手元に残すことも可能」で、その後の生活再建がしやすくなります。

GOOD POINT

公に告知される心配がない

競売になれば「公告」というカタチで、新聞や業界紙、インターネット等で競売物件として、あなたの自宅の情報が公表されます。その為、知られたくない方や隣近所にも知られる可能性が高くなってしまいます。しかし、任意売却なら公表される心配がないため安心です。

なんと任意売却は
自己負担金 **0** 円

※事務手数料が1万円程度かかる場合もあります

自己負担金0円と言われると、何が落とし穴がありそうな怪しい気がするかもしれませんが、ご安心ください。0円といっても当社の報酬は、任意売却で成立した「債権者（金融機関など）が受け取るはず」の不動産の売却代金の中から支払われます。なので、「相談から任意売却」まで無料で依頼できるのです。